



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)							改定案 (令和6年1月以降適用版)							改訂理由					
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編		章	節	条	項	項以下
	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	建設副産物	1	1	1	21	0	0	1-1-1-21	建設副産物			
9	1	1	1	21	4	0		4. 受注者は、 <b>コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等</b> を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	21	4	0		4. 受注者は、 <b>土砂、碎石、加熱アスファルト混合物</b> を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。			誤植 (資源有効利用促進法省令による) 【技術管理班】
9	1	1	1	21	6	0		6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、 <del>建設汚泥または建設混合廃棄物等</del> を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	21	6	0		6. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。			誤植 (資源有効利用促進法省令による) 【技術管理班】
	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査	1	1	1	26	0	0	1-1-1-26	工事完成検査			
11	1	1	1	26	1	0		受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を監督員に提出しなければならない。	1	1	1	26	1	0		受注者は、約款第32条の規定に基づき、履行届を監督員を通じて発注者に提出しなければならない。			誤植 (共通仕様書に準拠)
	1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	施工管理	1	1	1	30	0	0	1-1-1-30	施工管理			
12	1	1	1	30	3	0		3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、 <b>工事名</b> 、工期、発注者名及び <b>受注者名</b> を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。	1	1	1	30	3	0		3. 受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、 <b>工事目的</b> 、工期、発注者名及び <b>施工者名</b> を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督員の承諾を得て省略することができる。 <b>なお、掲示板の記載にあたっては、工事標識等設置要領 (案) (平成24年4月) によるものとする。</b>			文言の統一 (共通仕様書に準拠)、適用要領を記載
	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事中の安全確保	1	1	1	33	0	0	1-1-1-33	工事中の安全確保			
13	1	1	1	33	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、 <del>建設工事公衆災害防止対策要綱 (国土交通省告示、令和元年9月2日)</del> 、「港湾工事安全施工指針 (社) 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 (社) 日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針 (社) 日本海上起重技術協会」、JIS A8972 (斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	33	1	0		1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針 (国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針 (国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針 (社) 日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針 (社) 日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針 (社) 日本海上起重技術協会」、JIS A8972 (斜面・法面工事用仮設設備) を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。			誤植 (共通仕様書に準拠)



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	交通安全管理		1	1	1	39	0	0	1-1-1-39	交通安全管理		
18	1	1	1	39	5	0		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。		1	1	1	39	5	0		5. 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	更新（共通仕様書に準拠）	
19	1	1	1	39	14	0		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。		1	1	1	39	14	0		14. 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正 政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正 政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。	更新（共通仕様書に準拠）	
	1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	諸法令の遵守		1	1	1	41	0	0	1-1-1-41	諸法令の遵守		
20	1	1	1	41	1	1		(1) 地方自治法（令和2年3月改正 法律第5号）		1	1	1	41	1	1		(1) 地方自治法（令和5年5月改正 法律第19号）	更新	
20	1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法（令和3年6月改正 法律第58号）		1	1	1	41	1	8		(8) 雇用保険法（令和4年3月改正 法律第12号）	更新（共通仕様書に準拠）	
20	1	1	1	41	1	12		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）		1	1	1	41	1	12		(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	15		(15) 道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）		1	1	1	41	1	15		(15) 道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法（令和3年5月改正 法律第37号）		1	1	1	41	1	17		(17) 道路運送車両法（令和4年3月改正 法律第4号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	22		(22) 港湾法（令和2年6月改正 法律第49号）		1	1	1	41	1	22		(22) 港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法（令和3年5月改正 法律第31号）		1	1	1	41	1	25		(25) 下水道法（令和4年5月改正 法律第44号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	26		(26) 航空法（令和3年6月改正 法律第65号）		1	1	1	41	1	26		(26) 航空法（令和4年6月改正 法律第62号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	40		(40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）		1	1	1	41	1	40		(40) 電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	更新（共通仕様書に準拠）	
21	1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法（令和3年5月改正 法律第44号）		1	1	1	41	1	43		(43) 建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	61		(61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	41	1	61		(61) 空港法（令和4年6月改正 法律第62号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	65		(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）		1	1	1	41	1	65		(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（令和4年5月改正 法律第46号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	67		(67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）		1	1	1	41	1	67		(67) 職業安定法（令和4年3月改正 法律第12号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法（令和3年5月改正 法律第37号）		1	1	1	41	1	68		(68) 所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	72		(72) 電波法（令和3年3月改正 法律第19号）		1	1	1	41	1	72		(72) 電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	73		(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）		1	1	1	41	1	73		(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和4年4月改正 法律第32号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	74		(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和3年6月改正 法律第58号）		1	1	1	41	1	74		(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和4年3月改正 法律第12号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22	1	1	1	41	1	80		(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和3年5月改正 法律第37号）		1	1	1	41	1	80		(80) 個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	更新（共通仕様書に準拠）	
22										1	1	1	41	1	82		(82) 景観法（令和4年6月改正 法律第110号）	新規追加【都市政策課】	
22										1	1	1	41	1	83		(83) 宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月改正 法律第191号）	新規追加【都市政策課】	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由	
																1-1-1-51	石綿使用の有無		
																	受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。	新規追加（共通仕様書に準拠）	
																1-1-1-52	道路施設台帳の作成		
																	受注者は、新潟県が管理する道路施設を新設、更新、補修、補強する内容を含む工事を行う場合は、新潟県が管理する道路施設の台帳を、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」（「本書その3 監督技術基準・施工管理 関係資料」に掲載）に基づき作成し、監督員に提出しなければならない。 なお、提出は、新潟県電子納品実施要領に基づき、「OTHERS」フォルダ内に「その他オリジナルファイル」フォルダを作成し、そこにシステムから出力されるファイル名及び拡張子を変えずに保存することで行う。 また、電子納品とは別に、新潟県が管理する道路施設の台帳を、システムから出力されるファイル名及び拡張子を変えずにCDに保存して、提出する。	新規追加（特記仕様書からの編入） 【道路管理課】 「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁編】」、「新潟県道路施設台帳作成要領【橋梁以外編】」及び「新潟県道路施設台帳登録実施方法」は、「新潟県土木工事標準仕様書 その3 監督技術基準・施工管理 関係資料」に掲載する。	
	1	2	0	0	0	0		第2章	土 木	1	2	0	0	0	0		第2章	土 木	
	1	2	1	0	0	0		第1節	適 用	1	2	1	0	0	0		第1節	適 用	
26	1	2	1	0	1	0			1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工、 <del>港湾土工、空港土工</del> その他これらに類する工種について適用する。	1	2	1	0	1	0			1. 本章は、河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工その他これらに類する工種について適用する。	誤植（共通仕様書に準拠）
	1	2	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
26	1	2	2	0	0	0			なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	1	2	3	0	1	0			また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示（共通仕様書に準拠）
	1	2	3	0	0	0		第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	1	2	3	0	0	0		第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工	
29	1	2	3	2	0	0		1-2-3-2	掘削工	1	2	3	2	0	0		1-2-3-2	掘削工	
29	1	2	3	2	6	0			6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。	1	2	3	2	6	0			6. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
29	1	2	3	3	0	0		1-2-3-3	掘削工	1	2	3	3	0	0		1-2-3-3	掘削工	
29	1	2	3	3	11	0			11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	3	3	11	0			11. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	誤植（共通仕様書に準拠）
30	1	2	3	4	0	0		1-2-3-4	盛土補強工	1	2	3	4	0	0		1-2-3-4	盛土補強工	
30	1	2	3	4	2	0			2. 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	2	3	4	2	0			2. 盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）
31	1	2	3	7	0	0		1-2-3-7	残土処理工	1	2	3	7	0	0		1-2-3-7	残土処理工	
31	1	2	3	7	2	0			2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようつとめなければならない。	1	2	3	7	2	0			2. 残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。	誤植（共通仕様書に準拠）

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)							改定案 (令和6年1月以降適用版)							改訂理由						
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編		章	節	条	項	項以下	
	1	2	4	0	0	0	第4節	道路土工	1	2	4	0	0	第4節	道路土工					
	1	2	4	2	0	0	1-2-4-2	掘削工	1	2	4	2	0	1-2-4-2	掘削工					
33	1	2	4	2	6	0		6. 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破をさけるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。	1	2	4	2	6	0		6. 受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。				誤植 (共通仕様書に準拠)
33	1	2	4	2	7	0		7. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。	1	2	4	2	7	0		7. 受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないようにしなければならない。				誤植 (共通仕様書に準拠)
	1	2	4	3	0	0	1-2-4-3	路体盛土工	1	2	4	3	0	1-2-4-3	路体盛土工					
34	1	2	4	3	14	0		4. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	3	14	0		4. 受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。				誤植 (共通仕様書に準拠)
	1	2	4	4	0	0	1-2-4-4	路床盛土工	1	2	4	3	0	1-2-4-3	路床盛土工					
35	1	2	4	4	11	0		11. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけるなければならない。	1	2	4	4	11	0		11. 受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。				誤植 (共通仕様書に準拠)
36	1	2	4	4	16	0		16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。	1	2	4	4	16	0		16. 受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。				誤植 (共通仕様書に準拠)
	1	3	0	0	0	0	第3章	無筋・鉄筋コンクリート	1	2	0	0	0	第2章	土 木					
	1	3	1	0	0	0	第1節	適 用	1	2	1	0	0	第1節	適 用					
37	1	3	1	0	3	0		3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会、平成30年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	0		3. 受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定]」(土木学会、2018年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。				誤植 (共通仕様書に準拠)
	1	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準	1	3	2	0	0	第2節	適用すべき諸基準					
37	1	3	2	0	1	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	1	3	2	0	1	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) [2017年制定] (2018年3月) 土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] (平成24年6月)				誤植 (共通仕様書に準拠)
37	1	3	2	0	1	0		土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)	1	3	2	0	1	0		土木学会 鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月)				誤植 (共通仕様書に準拠)
37	1	3	2	0	1	0		公益社団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成29年9月)	1	3	2	0	1	0		日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事 (平成29年8月)				修正 (共通仕様書に準拠)

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート		1	3	3	0	0	0	第3節	レディーミクストコンクリート		
	1	3	3	2	0	0	1-3-3-2	工場の選定		1	3	3	2	1	0	1-3-3-2	工場の選定		
38	1	3	3	2	1	1		(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法の一部を改正する法律 (平成30年5月30日公布 法律第33号) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定しなければならない。		1	3	3	2	1	1		(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法 (令和4年6月改正 法律68号) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者 (コンクリート主任技士等) が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場 (全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等) から選定しなければならない。	修正 (共通仕様書に準拠)	
38	1	3	3	2	1	2		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法の一部を改正する法律 (平成30年5月30日公布 法律第33号) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。		1	3	3	2	1	2		(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場 (産業標準化法 (令和4年6月改正 法律68号) に基づき国に登録された民間の第三者機関 (登録認証機関) により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場) が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督員の確認を得なければならない。	修正 (共通仕様書に準拠)	
	1	3	5	0	0	0	第5節	現場練りコンクリート		1	3	5	0	0	1	第5節	現場練りコンクリート		
	1	3	5	4	0	0	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		1	3	5	4	0	0	1-3-5-4	材料の計量及び練混ぜ		
41	1	3	5	4	3	2	1-3-5-5	(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混ぜ性能試験方法) 及び土木学会標準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。		1	3	5	4	3	2		(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部: 練混ぜ性能試験方法) 及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。	修正 (共通仕様書に準拠)	
	1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み		1	3	6	0	0	0	第6節	運搬・打込み		
	1	3	6	4	0	0	1-3-6-4	打込み		1	3	6	4	0	0	1-3-6-4	打込み		
43	1	3	6	4	5	0		5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 (案) 5章圧送」 (土木学会、平成24年6月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。		1	3	6	4	5	0		5. 受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版] 5章圧送」 (土木学会、平成24年6月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工		1	3	7	0	0	0	第7節	鉄筋工		
	1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工		1	3	7	3	0	0	1-3-7-3	加工		
46	1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設計編) 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」 (土木学会、平成30年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		1	3	7	3	3	0		3. 受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] 本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」 (土木学会、2018年3月) の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	1	3	7	5	0	0	1-3-7-5	継手		1	3	7	5	0	0	1-3-7-5	継手		
48	1	3	7	5	8	1②		②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月土木学会) の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。		1	3	7	5	8	1②		②機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針 [2020年制定] (令和2年3月土木学会) の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート		1	3	12	0	0	0	第12節	水中コンクリート		
	1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート		1	3	12	3	0	0	1-3-12-3	海水の作用を受けるコンクリート		
54	1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。		1	3	12	3	1	0		1. 受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	2	0	0	0	0	0	第2編	材 料 編		2	0	0	0	0	0	第2編	材 料 編		
	2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料		2	2	0	0	0	0	第2章	土木工事材料		
	2	2	2	0	0	0	第2節	石		2	2	2	0	0	0	第2節	石		
62										2	2	2	7	0	0	2-2-2-7	再生クラッシュラン、アスファルト再生クラッシュラン		
										2	2	2	7	1	0		1. セメントコンクリート廃材から製造した再生骨材および路盤再生骨材(路盤発生材を必要に応じて破砕、分級して製造した骨材)を単独または相互に組み合わせ、必要に応じてこれらに補足材を加えて、所要の品質が得られるように調整した材料を再生クラッシュランという。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【技術管理課技術管理班】	
										2	2	2	7	2	0		2. 再生クラッシュラン (RC-40) もしくはクラッシュラン (C-40) を母材とし、グリズリアンダー材を混合したものをアスファルト再生クラッシュランという。アスファルト再生クラッシュランには、再生クラッシュラン (RC-40) を母材とする「RC混合」とクラッシュラン (C-40) を母材とする「C混合」がある。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【技術管理課技術管理班】	
										2	2	2	7	3	0		3. 再生クラッシュラン等の最大粒径については、最大40mmと定める。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【技術管理課技術管理班】	
62	2	2	2	7	0	0	2-2-2-7	その他の砂利、碎石、砂		2	2	2	8	0	0	2-2-2-8	その他の砂利、碎石、砂		
	2	2	3	0	0	0	第3節	骨 材		2	2	3	0	0	0	第3節	骨 材		
	2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項		2	2	3	1	0	0	2-2-3-1	一般事項		
63	2	2	3	1	1	0		1. 道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。		2	2	3	1	1	0		1. 道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。また、再生クラッシュラン等の規格は、新材クラッシュランに準じるものとする。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【技術管理課技術管理班】	
63	2	2	3	1	1	0		JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)		2	2	3	1	1	0		JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ)	追加 (共通仕様書に準拠)	
	2	2	3	2	0	0	2-2-3-2	セメントコンクリート用骨材		2	2	3	2	0	0	2-2-3-2	セメントコンクリート用骨材		
64	2	2	3	2	3	0		3. 気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。		2	2	3	2	3	0		3. 気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	2	2	6	0	0	0	第6節	セメント及び混和材料		2	2	6	0	0	0	第6節	セメント及び混和材料		
	2	2	6	1	0	0	2-2-6-1	一般事項		2	2	6	1	0	0	2-2-6-1	一般事項		
77	2	2	6	1	4	0		4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。		2	2	6	1	4	0		4. 受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料		2	2	6	3	0	0	2-2-6-3	混和材料		
79	2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成30年10月)の規格に適合するものとする。		2	2	6	3	5	0		5. 急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編) [2018年制定] JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、2018年10月)の規格に適合するものとする。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料		2	2	8	0	0	0	第8節	瀝青材料		
	2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤		2	2	8	3	0	0	2-2-8-3	再生用添加剤		
82	2	2	8	3	0	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年12月改正 政令第34号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。		2	2	8	3	0	0		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和4年2月改正 政令第51号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	更新 (共通仕様書に準拠)	



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)											改定案 (令和6年1月以降適用版)										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由				
	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工	3	1	4	5	0	0	3-1-4-5	場所打杭工					
124	3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準に <del>ついて</del> (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)、新潟県生活環境の保全に関する条例 (昭和46年12月22日条例51号) 等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	1	4	5	19	0		19. 受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係る環境基準 (令和3年10月環境省告示第62号)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	修正 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	5	0	0	0	第5節	石・ブロック積 (張) 工	3	1	5	0	0	0	第5節	石・ブロック積 (張) 工					
	3	1	5	3	0	0	3-1-5-3	コンクリートブロック工	3	1	5	3	0	0	3-1-5-3	コンクリートブロック工					
124	3	1	5	3	4	0		4. 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたっては、胴がい及び尻かいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空 <del>け</del> きが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	3	1	5	3	4	0		4. 受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻かいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空 <del>隙</del> が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工	3	1	6	0	0	0	第6節	一般舗装工					
	3	1	6	7	0	0	3-1-6-7	アスファルト舗装工	3	1	6	7	0	0	3-1-6-7	アスファルト舗装工					
144	3	1	6	7	4	12		(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。	3	1	6	7	4	12		(12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、設計図書に関して監督員と協議の上、 <del>所定の締固めが得られる範囲で</del> 、混合物の適切な温度を決定するものとする。	文言追加 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	7	0	0	0	第7節	地盤改良工	3	1	7	0	0	0	第7節	地盤改良工					
	3	1	7	6	0	0	3-1-7-6	サンドマット工	3	1	7	6	0	0	3-1-7-6	サンドマット工					
168	3	1	7	6	1	0		1. 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	3	1	7	6	1	0		1. 受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	10	0	0	0	第10節	仮設工	3	1	10	0	0	0	第10節	仮設工					
	3	1	10	1	0	0	3-1-10-1	一般事項	3	1	10	1	0	0	3-1-10-1	一般事項					
173	3	1	10	1	1	0		1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工 (壁式)、地中連続壁工 (柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、 <del>共同溝仮設備工</del> 、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。	3	1	10	1	1	0		1. 本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮橋脚工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工 (壁式)、地中連続壁工 (柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、 <del>足場工</del> 、その他これらに類する工種について定める。	文言追加、削除 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	10	8	0	0	3-1-10-8	地下水位低下工	3	1	10	8	0	0	3-1-10-8	地下水位低下工					
176	3	1	10	8	2	0		2. 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <del>つと</del> め被害を与えないようにしなければならない。	3	1	10	8	2	0		2. 受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に <del>努</del> め被害を与えないようにしなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)				
	3	1	12	0	0	0	第12節	工場製作工 (共通)	3	1	12	0	0	0	第12節	工場製作工 (共通)					
	3	1	12	3	0	0	3-1-12-3	桁製作工	3	1	12	3	0	0	3-1-12-3	桁製作工					
196	3	1	12	3	1	11		⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験 - 技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	3	1	12	3	1	11		⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	誤字 (共通仕様書に準拠)				

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	3	1	15	0	0	0	第15節	擁壁工 (共通)		3	1	15	0	0	0	第15節	擁壁工 (共通)		
	3	1	15	3	0	0	3-1-15-3	補強土壁工		3	1	15	3	0	0	3-1-15-3	補強土壁工		
196	3	1	15	3	9	0		9. 受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <b>ま</b> き出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等为避免、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。		3	1	15	3	9	0		9. 受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。 <b>巻</b> 出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等为避免、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工		3	1	17	0	0	0	第17節	植栽維持工		
	3	1	17	3	0	0	3-1-17-3	樹木・芝生管理工		3	1	17	3	0	0	3-1-17-3	樹木・芝生管理工		
210	3	1	17	3	1	0		1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <b>う</b> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-1-14-2植生工の規定による。		3	1	17	3	1	0		1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督員より指示を <b>受</b> けるものとし、完了後は速やかに監督員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-2-14-2植生工の規定による。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
210	3	1	17	3	2	0		2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>策定</b> について (厚生労働省令和2年1月) によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。		3	1	17	3	2	0		2. 受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の <b>改正</b> について (厚生労働省 令和2年1月) によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。	修正 (共通仕様書に準拠)	
	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編		4	0	0	0	0	0	第4編	河川編		
	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸		4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸		
	4	1	1	0	0	0	第1節	適用		4	1	1	0	0	0	第1節	適用		
215	4	1	1	0	6	0		6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避免するように施工をしなければならない。		4	1	1	0	6	0		6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬 <b>替</b> え等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等避免するように施工をしなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工		4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工		
	4	1	7	1	0	0	4-1-7-1	一般事項		4	1	7	1	0	0	4-1-7-1	一般事項		
217										4	1	7	1	6	0		6. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、河川護岸用吸出防止材を設置する場合は、上流側を上にして重ね合わせるものとし、隙間やめくれのないよう施工しなければならない。また、吸出防止材の重ね幅は10cm以上としなければならない。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【河川整備課】	
	4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材 料		4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材 料		
217	4	1	7	2	0	0		遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0m (1) または (2) のいずれかの仕様による。		4	1	7	2	1	0		1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、シート有効幅2.0mの (1) または (2) のいずれかの仕様による。	項番号の追加、誤植 (共通仕様書に準拠)	
																	2. 河川護岸用の吸出防止材は、下表4-1-5の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」 (国土交通大臣認可) を有する製品とする。 なお、上記評価書を有していない製品についても、一般財団法人土木研究センター等の公的機関による技術証明書を有している製品については、使用できるものとする。	新規追加 (特記仕様書からの編入) 【河川整備課】	
	4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管		4	3	0	0	0	0	第3章	樋門・樋管		
	4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		4	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
227	4	3	2	0	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和3年4月)		4	3	2	0	0	0		国土交通省 河川砂防技術基準 (令和5年10月)	年度更新【河川管理課】	
227	4	3	2	0	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和3年3月)		4	3	2	0	0	0		国土交通省 機械工事共通仕様書 (案) (令和4年3月)	年度更新 (共通仕様書に準拠)	
	4	3	5	0	0	0	第5節	樋門・樋管本体工		4	3	5	0	0	0	第5節	樋門・樋管本体工		
	4	3	5	6	0	0	4-3-5-6	函渠工		4	3	5	6	0	0	4-3-5-6	函渠工		
229	4	3	5	6	6	7		(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <b>さ</b> げられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。		4	3	5	6	6	7		(7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることが <b>避</b> けられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない	誤植 (共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	4	5	0	0	0	0	第5章	堰		4	5	0	0	0	0	第5章	堰		
	4	5	1	0	0	0	第1節	適用		4	5	1	0	0	0	第1節	適用		
244	4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和3年3月)の規定による。		4	5	1	0	5	0		5. 受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省、令和4年3月)の規定による。	年度更新 (共通仕様書に準拠)	
	5	0	0	0	0	0	第5編	海岸編		5	0	0	0	0	0	第5編	海岸編		
	5	1	0	0	0	0	第1章	堤防・護岸		5	1	0	0	0	0	第1章	堤防・護岸		
	5	1	6	0	0	0	第6節	護岸工		5	1	6	0	0	0	第6節	護岸工		
	5	1	6	5	0	0	5-1-6-5	コンクリート被覆工		5	1	6	5	0	0	5-1-6-5	コンクリート被覆工		
278	5	1	6	5	6	0		6. 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。		5	1	6	5	6	0		6. 受注者は、裏込石の施工にあたっては、砕石、割ぐり石またはクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。	表記統一 (共通仕様書に合わせ「クラッシュラン」と表記する) ※その他箇所と同様の修正箇所があるが本様式での記載は省略する。	
	5	2	0	0	0	0	第2章	突堤・人工岬		5	2	0	0	0	0	第2章	突堤・人工岬		
	5	2	5	0	0	0	第5節	突堤本体工		5	2	5	0	0	0	第5節	突堤本体工		
	5	2	5	4	0	0	5-2-5-4	被覆ブロック工		5	2	5	4	0	0	5-2-5-4	被覆ブロック工		
286	5	2	5	4	1	0		1. 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に <del>つと</del> めなければならない。ならない。		5	2	5	4	1	0		1. 受注者は、施工箇所における海水汚濁防止に <del>努</del> めなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	5	2	5	11	0	0	5-2-5-11	ケーソン工		5	2	5	11	0	0	5-2-5-11	ケーソン工		
287	5	2	5	11	12	0		12. 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に <del>つと</del> めなければならない。		5	2	5	11	12	0		12. 受注者は、ゲート閉鎖は、進水に先立ちドック戸当たり近辺の異物及び埋設土砂を除去、清掃し、ゲート本体の保護に <del>努</del> めなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
288	5	2	5	11	24	0		24. 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に <del>つと</del> めなければならない。		5	2	5	11	24	0		24. 受注者は、ケーソン曳航、回航にあたっては、監視を十分に行い、他航行船舶との事故防止に <del>努</del> めなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編		6	0	0	0	0	0	第6編	砂防編		
	6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤		6	1	0	0	0	0	第1章	砂防堰堤		
	6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		6	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
295	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) (平成25年10月)		6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
295	6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)		6	1	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	6	1	8	0	0	0	第8節	コンクリート堰堤工		6	1	8	0	0	0	第8節	コンクリート堰堤工		
	6	1	8	1	0	0	6-1-8-1	一般事項		6	1	8	1	0	0	6-1-8-1	一般事項		
297	6	1	8	1	1	0		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート <del>側壁</del> 工、コンクリート <del>副堰堤</del> 工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。		6	1	8	1	1	0		1. 本節は、コンクリート堰堤工として作業土工(床掘り、埋戻し)、埋戻し工、コンクリート堰堤本体工、コンクリート <del>副堰堤</del> 工、コンクリート <del>側壁</del> 工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	6	3	0	0	0	0	第3章	斜面对策		6	3	0	0	0	0	第3章	斜面对策		
	6	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		6	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
306	6	3	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計施工指針(平成25年10月)		6	3	2	0	0	0		全国特定法面保護協会 のり砕工の設計・施工指針(平成25年10月)	修正 (共通仕様書に準拠)	
306	6	3	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)		6	3	2	0	0	0		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)	修正 (共通仕様書に準拠)	
306	6	3	2	0	0	0		斜面防災対策技術協会新版地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)		6	3	2	0	0	0		斜面防災対策技術協会 新版 地すべり鋼管杭設計要領(平成28年3月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	6	3	5	0	0	0	第5節	擁壁工		6	3	5	0	0	0	第5節	擁壁工		
	6	3	5	1	0	0	6-3-5-1	一般事項		6	3	5	1	0	0	6-3-5-1	一般事項		
308	6	3	5	1	0	0		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。		6	3	5	1	0	0		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。	誤植 (共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	6	3	6	0	0	0	第6節	山腹水路工		6	3	6	0	0	0	第6節	山腹水路工		
	6	3	6	1	0	0	6-3-6-1	一般事項		6	3	6	1	0	0	6-3-6-1	一般事項		
309	6	3	6	1	1	0		1. 本節は、山腹水路工として作業土工、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、 <del>集水樹工</del> 、現場排水路工その他これらに類する工種について定める。		6	3	6	1	1	0		1. 本節は、山腹水路工として作業土工 ( <del>床掘り</del> ・埋戻し)、山腹集水路・排水路工、山腹明暗渠工、山腹暗渠工、現場排水路工、 <del>集水樹工</del> その他これらに類する工種について定める。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工		6	3	9	0	0	0	第9節	抑止杭工		
	6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項		6	3	9	1	0	0	6-3-9-1	一般事項		
313	6	3	9	1	3	0		3. 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発をさけるように施工しなければならない。		6	3	9	1	3	0		3. 受注者は、杭建て込みのための削孔にあたっては、地形図、土質柱状図等を検討して、地山のかく乱、地すべり等の誘発を避けるように施工しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	6	3	9	3	0	0	6-3-9-3	既製杭工		6	3	9	3	0	0	6-3-9-3	既製杭工		
313	6	3	9	3	3	0		3. 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけるなければならない。		6	3	9	3	3	0		3. 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合は、沈澱槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けるなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	7	0	0	0	0	0	第7編	ダム編		7	0	0	0	0	0	第7編	ダム編		
	7	1	0	0	0	0	第1章	コンクリートダム		7	1	0	0	0	0	第1章	コンクリートダム		
	7	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		7	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
319	7	1	2	0	0	0		<del>土木学会</del> コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) (平成25年10月)		7	1	2	0	0	0		コンクリート標準示方書 (ダムコンクリート編) [2013年制定] (2013年10月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	7	1	3	0	0	0	第3節	掘削工		7	1	3	0	0	0	第3節	掘削工		
	7	1	3	5	0	0	7-1-3-5	岩盤面処理		7	1	3	5	0	0	7-1-3-5	岩盤面処理		
319	7	1	3	5	1	0		1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更する場合があるものとする。		7	1	3	5	1	0		1. 基礎岩盤とは、設計図書に示す予定掘削線以下の岩盤で、コンクリートダムの基礎となる岩盤をいうものとする。 なお、設計図書に示す予定掘削線は、岩質の状況により監督員が変更を指示する場合があるものとする。	文言追加 (共通仕様書に準拠)	
	7	1	4	0	0	0	第4節	ダムコンクリート工		7	1	4	0	0	0	第4節	ダムコンクリート工		
	7	1	4	7	0	0	7-1-4-7	コンクリートの運搬		7	1	4	7	0	0	7-1-4-7	コンクリートの運搬		
322	7	1	4	7	4	0		4. バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものとする。また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ、速やかなものとする。		7	1	4	7	4	0		4. バケットの構造は、コンクリートの投入及び排出の際に材料の分離を起こさないものとする。また、バケットからのコンクリートの排出が容易でかつ速やかなものとする。	句点 (共通仕様書に準拠)	
	7	1	4	9	0	0	7-1-4-9	コンクリートの打込み		7	1	4	9	0	0	7-1-4-9	コンクリートの打込み		
323	7	1	4	9	8	0		8. 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変をさけるようコンクリートを打込まなければならない。		7	1	4	9	8	0		8. 受注者は、異なったコンクリートを打継ぐ場合には、その移り目で、配合の急変を避けるようコンクリートを打込まなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	7	2	0	0	0	0	第2章	フィルダム		7	2	0	0	0	0	第2章	フィルダム		
	7	2	4	0	0	0	第4節	盛立工		7	2	4	0	0	0	第4節	盛立工		
	7	2	4	1	0	0	7-2-4-1	一般事項		7	2	4	1	0	0	7-2-4-1	一般事項		
333	7	2	4	1	6	0		6. 受注者は、まき出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。		7	2	4	1	6	0		6. 受注者は、巻出し時のコア材及びフィルター材のオーバーサイズ等は、除去しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	7	2	4	5	0	0	7-2-4-5	コアの盛立		7	2	4	5	0	0	7-2-4-5	コアの盛立		
334	7	2	4	5	2	0		2. 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		7	2	4	5	2	0		2. 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	5	3	0		3. 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		7	2	4	5	3	0		3. 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	5	4	0		4. 受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。		7	2	4	5	4	0		4. 受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す含水比を確保できない場合には、設計図書に関して、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	5	5	0		5. 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後にまき出しを行わなければならない。		7	2	4	5	5	0		5. 受注者は、既に締固めた層の表面が過度に乾燥、湿潤または平滑となっており上層との密着が確保できない場合には、監督員の指示に従い、散水あるいはスカリファイヤー等の方法で処置し、この部分の締固め完了後に巻出しを行わなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	

# 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	7	2	4	6	0	0	7-2-4-6	フィルターの盛立		7	2	4	6	0	0	7-2-4-6	フィルターの盛立		
334	7	2	4	6	2	0		2. 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		7	2	4	6	2	0		2. 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	6	3	0		3. 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		7	2	4	6	3	0		3. 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	6	4	0		4. 受注者は、まき出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。		7	2	4	6	4	0		受注者は、巻出された材料が、設計図書に示す粒度と合致していない場合には、監督員の指示に従い処置しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	7	2	4	7	0	0	7-2-4-7	ロックの盛立		7	2	4	7	0	0	7-2-4-7	ロックの盛立		
334	7	2	4	7	2	0		2. 受注者は、まき出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。		7	2	4	7	2	0		2. 受注者は、巻出しにあたっては、ダム軸と平行に、平らな面となるように施工しなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	7	3	0		3. 受注者は、まき出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。		7	2	4	7	3	0		3. 受注者は、巻出し厚、転圧機械及び転圧回数については、設計図書によらなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
334	7	2	4	7	4	0		4. 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側にまき出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるようにまき出さなければならない。		7	2	4	7	4	0		4. 受注者は、小塊を基礎地盤または基礎岩盤及びフィルター側に巻出さなければならない。また、大塊は、堤体外周側になるように巻出さなければならない。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	8	0	0	0	0	0	第8編	道路編		8	0	0	0	0	0	第8編	道路編		
	8	1	0	0	0	0	第1章	道路改良		8	1	0	0	0	0	第1章	道路改良		
	8	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	1	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
339	8	1	2	0	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。		8	1	2	0	0	0		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	改定までの読替え明示 (共通仕様書に準拠)	
339	8	1	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)		8	1	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	修正 (共通仕様書に準拠)	
339	8	1	2	0	0	0		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)		8	1	2	0	0	0		日本建設機械化協会 除雪・防雪ハンドブック (除雪編) (平成16年12月)	修正 (共通仕様書に準拠)	
340	8	1	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	1	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	2	0	0	0	0	第2章	舗装		8	2	0	0	0	0	第2章	舗装		
	8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	2	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
347	8	2	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	2	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	2	5	0	0	0	第5節	排水構造物工 (路面排水工)		8	2	5	0	0	0	第5節	排水構造物工 (路面排水工)		
	8	2	5	1	0	0	8-2-5-1	一般事項		8	2	5	1	0	0	8-2-5-1	一般事項		
349	8	2	5	1	2	0		2. 排水構造物工 (路面排水工) の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び本編8-2-5-3側溝工、8-2-5-5集水樹 (街渠樹) ・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。		8	2	5	1	2	0		排水構造物工 (路面排水工) の施工については、道路土工要領の排水施設の施工の規定及び第8編8-2-5-3側溝工、第8編8-2-5-5集水樹 (街渠樹) ・マンホール工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一 (共通仕様書に準拠)	
	8	2	8	0	0	0	第8節	防護柵工		8	2	8	0	0	0	第8節	防護柵工		
	8	2	8	1	0	0	8-2-8-1	一般事項		8	2	8	1	0	0	8-2-8-1	一般事項		
351	8	2	8	1	3	0		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要領 第5章 施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員職員の承諾を得なければならない。		8	2	8	1	3	0		3. 受注者は、防護柵工の施工にあたって、「防護柵の設置基準・同解説/ポラードの設置便覧 4-1. 施工」 (日本道路協会、令和3年3月) の規定、「道路土工要領 第5章 施工計画」 (日本道路協会、平成21年6月) の規定及び第3編3-2-3-8路側防護柵工、第3編3-2-3-7防止柵工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一 (共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	8	2	9	0	0	0	第9節	標識工		8	2	9	0	0	0	第8節	防護柵工		
	8	2	9	1	0	0	8-2-9-1	一般事項		8	2	9	1	0	0	8-2-8-1	一般事項		
351	8	2	9	1	3	0		3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和元年8月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		8	2	9	1	3	0		3. 受注者は、標識工の施工にあたって、「道路標識設置基準・同解説第4章 道路標識の設計、施工」(日本道路協会、令和2年6月)の規定、「道路土工要綱 第5章 施工計画」(日本道路協会、平成21年6月)の規定、第3編3-2-3-6小型標識工、第3編3-2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)、第3編3-2-10-5土留・仮締切工の規定、及び「道路標識ハンドブック」(全国道路標識・標示業協会、令和4年1月)による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	表記の統一、発行年月(共通仕様書に準拠)	
	8	2	10	0	0	0	第10節	区画線工		8	2	10	0	0	0	第10節	区画線工		
	8	2	10	1	0	0	8-2-10-1	一般事項		8	2	10	1	0	0	8-2-10-1	一般事項		
353	8	2	10	1	3	0		3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-1-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。		8	2	10	1	3	0		3. 受注者は、区画線工の施工にあたって、「道路標識・区画線及び道路表示に関する命令」、及び第3編3-2-3-9区画線工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	修正(共通仕様書に準拠)	
	8	2	10	2	0	0	8-2-10-2	区画線工		8	2	10	2	0	0	8-2-10-2	区画線工		
353	8	2	10	2	2	0		2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。		8	2	10	2	2	0		2. 区画線の指示方法について設計図書に示されていない事項は「道路標識・区画線及び道路標示に関する命令」により施工する。	修正(共通仕様書に準拠)	
	8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部		8	3	0	0	0	0	第3章	橋梁下部		
	8	3	1	0	0	0	第1節	適用		8	3	1	0	0	0	第1節	適用		
	8	3	1	0	0	0				8	3	1	0	0	0				
358	8	3	1	0	5	2		(2) 微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)に従い行わなければならない。		8	3	1	0	5	2		(2) 非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)(国土交通省、平成30年10月)に従い行わなければならない。	修正(共通仕様書に準拠)	
	8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	3	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	3	2	0	0	0				8	3	2	0	0	0				
359	8	3	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)		8	3	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)	スペース(共通仕様書に準拠)	
	8	4	0	0	0	0	第4章	鋼橋上部		8	4	0	0	0	0	第4章	cc		
	8	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	4	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	4	2	0	0	0				8	4	2	0	0	0				
366	8	4	2	0	0	0		日本道路協会 鋼道路橋疲労設計指針便覧(令和2年9月)		8	4	2	0	0	0		日本道路協会 鋼道路橋疲労設計指針便覧(令和2年9月)	誤字(共通仕様書に準拠)	
366	8	4	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)		8	4	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)	スペース(共通仕様書に準拠)	
	8	5	0	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部		8	5	0	0	0	0	第5章	コンクリート橋上部		
	8	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	5	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	5	2	0	0	0				8	5	2	0	0	0				
373	8	5	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)		8	5	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)	スペース(共通仕様書に準拠)	
	8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)		8	6	0	0	0	0	第6章	トンネル(NATM)		
	8	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	6	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	6	2	0	0	0				8	6	2	0	0	0				
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法・同解説(平成28年8月)		8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書山岳工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	誤植(共通仕様書に準拠)	
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説(平成28年8月)		8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書開削工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	誤植(共通仕様書に準拠)	
384	8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説(平成28年8月)		8	6	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説[2016年制定](平成28年8月)	誤植(共通仕様書に準拠)	
385	8	6	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)		8	6	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザイナー道路デザイン指針(案)とその解説一(平成29年11月)	スペース(共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改訂理由	
	8	6	3	0	0	0	第3節	トンネル掘削工		8	6	3	0	0	0	第3節	トンネル掘削工		
	8	6	3	2	0	0	8-6-3-2	掘削工		8	6	3	2	0	0	8-6-3-2	掘削工		
385	8	6	3	2	1	0		1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破をさけ、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。		8	6	3	2	1	0		1. 受注者は、トンネル掘削により地山をゆるめないように施工するとともに、過度の爆破を避け、余掘を少なくするよう施工しなければならない。 また、余掘が生じた場合は、受注者はこれに対する適切な処理を行うものとする。	誤植 (共通仕様書に準拠)	
	8	6	5	0	0	0	第5節	覆工		8	6	5	0	0	0	第5節	覆工		
	8	6	5	3	0	0	8-6-5-3	覆工コンクリート工		8	6	5	3	0	0	8-6-5-3	覆工コンクリート工		
385										8	6	5	3	11	0		11. トンネル覆工コンクリートの目地の形状は「三角形形状」を標準とする。 なお、これによりがたい場合は、監督員と協議しなければならない。	新規追加 (共通仕様書に準拠)	
385	8	6	5	3	11	0		11. 受注者は、覆工コンクリートの打込み時期を計測 (A) の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。		8	6	5	3	12	0		12. 受注者は、覆工コンクリートの打込み時期を計測 (A) の結果に基づき、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	項番変更 (共通仕様書に準拠)	
	8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド		8	7	0	0	0	0	第7章	コンクリートシェッド		
	8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	7	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	7	2	0	0	0				8	7	2	0	0	0				
393	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) (平成30年3月)		8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書 (設計編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
393	8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) (平成30年3月)		8	7	2	0	0	0		土木学会 コンクリート標準示方書 (施工編) [2017年制定] (2018年3月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
393	8	7	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)		8	7	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	発行日修正 (共通仕様書に準拠)	
393	8	7	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	7	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	8	0	0	0	0	第8章	鋼製シェッド		8	8	0	0	0	0	第8章	鋼製シェッド		
	8	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	8	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	8	2	0	0	0				8	8	2	0	0	0				
393	8	8	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成12年6月)		8	8	2	0	0	0		日本道路協会 落石対策便覧 (平成29年12月)	発行日修正 (共通仕様書に準拠)	
393	8	8	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	8	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	9	0	0	0	0	第9章	地下横断歩道		8	9	0	0	0	0	第9章	地下横断歩道		
	8	9	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	9	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	9	2	0	0	0				8	9	2	0	0	0				
401	8	9	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	9	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	10	0	0	0	0	第10章	地下駐車場		8	10	0	0	0	0	第10章	地下駐車場		
	8	10	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	10	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	10	2	0	0	0				8	10	2	0	0	0				
404	8	10	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	10	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	
	8	11	0	0	0	0	第11章	共同溝		8	11	0	0	0	0	第11章	共同溝		
	8	11	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		8	11	2	0	0	0	第2節	適用すべき諸基準		
	8	11	2	0	0	0				8	11	2	0	0	0				
407	8	11	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説 (平成28年8月)		8	11	2	0	0	0		土木学会 トンネル標準示方書シールド工法編・同解説 [2016年制定] (平成28年8月)	誤植 (共通仕様書に準拠)	
407	8	11	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)		8	11	2	0	0	0		日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)	

## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(文章) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)									
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新条文	改訂理由	
	8	12	0	0	0	0		第12章	電線共同溝	8	12	0	0	0	0		第12章	電線共同溝	
	8	12	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	8	12	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
	8	12	2	0	0	0				8	12	2	0	0	0				
410	8	12	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	8	12	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)
	8	13	0	0	0	0		第13章	道路維持	8	13	0	0	0	0		第13章	道路維持	
	8	13	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	8	13	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
	8	13	2	0	0	0				8	13	2	0	0	0				
413	8	13	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	8	13	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	スペース (共通仕様書に準拠)
	8	13	14	0	0	0		第14節	適用すべき諸基準	8	13	14	0	0	0		第14節	適用すべき諸基準	
	8	13	14	7	0	0		8-13-14-7	旧橋撤去工	8	13	14	7	0	0		8-13-14-7	旧橋撤去工	
423	8	13	14	7	5	0			5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に <b>つとめ</b> なければならない。	8	13	14	7	5	0			5. 受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保に <b>努め</b> なければならない。	スペース (共通仕様書に準拠)
	8	14	0	0	0	0		第14章	道路修繕	8	14	0	0	0	0		第14章	道路修繕	
	8	14	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	8	14	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
431	8	14	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	8	14	2	0	0	0			日本みち研究所 補訂版 道路のデザインー道路デザイン指針 (案) とその解説ー (平成29年11月)	誤植 (共通仕様書に準拠)
	8	14	24	0	0	0		第24節	橋脚巻立て工	8	14	24	0	0	0		第24節	橋脚巻立て工	
	8	14	24	5	0	0		8-14-24-5	RC橋脚鋼板巻立て工	8	14	24	5	0	0		8-14-24-5	RC橋脚鋼板巻立て工	
443	8	14	24	4	29	0			29. 超音波探傷試験の検査技術者は、(一社)日本非破壊検査協会「NDIS0601非破壊検査技術者認定規定」により認定された2種以上の有資格者とする。	8	14	24	4	29	0			29. 超音波探傷試験の検査技術者は、JIS Z 2305 (非破壊試験技術者の資格及び認証) に基づく2種以上の有資格者とする。	修正 (共通仕様書に準拠)
	8	15	0	0	0	0		第15章	消雪パイプ工	8	15	0	0	0	0		第15章	消雪パイプ工	
	8	15	4	0	0	0		第4節	さく井工	8	15	4	0	0	0		第4節	さく井工	
	8	15	4	2	0	0		8-15-4-2	掘さく工	8	15	4	2	0	0		8-15-4-2	掘さく工	
445	8	15	4	2	4	0			4. 受注者は、地層の変わり目ごとにスライムを採取し、監督員に <b>提出</b> しなければならない。	8	15	4	2	4	0			4. 受注者は、地層の変わり目ごとにスライムを採取し、監督員に <b>提示</b> しなければならない。	修正 (提出は不要とし、提示とする) 【道路管理課】
	10	0	0	0	0	0		第10編	下水道編	10	0	0	0	0	0		第10編	下水道編	
	10	1	0	0	0	0		第1章	管路	10	1	0	0	0	0		第1章	管路	
	10	1	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	10	1	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
458	10	1	2	0	0	0			日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (令和4年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成29年度) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)	10	1	2	0	0	0			日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (令和5年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (令和5年度) 日本道路協会 道路土工-カルバート工指針 (平成22年3月) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)	更新【下水道課】
	10	1	4	0	0	0		第4節	管渠工 (小口径推進)	10	1	4	0	0	0		第4節	管渠工 (小口径推進)	
	10	1	4	4	0	0		10-1-4-4	仮設備工	10	1	4	4	0	0		10-1-4-4	仮設備工	
466	10	1	4	4	1	0			1. 抗口	10	1	4	4	1	0			1. 坑口	誤植 (抗→坑) 【下水道課】 ※その他箇所と同様の誤植があるが本様式での記載は省略する。
	10	2	0	0	0	0		第2章	処理場・ポンプ場	10	2	0	0	0	0		第2章	処理場・ポンプ場	
	10	2	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	10	2	2	0	0	0		第2節	適用すべき諸基準	
478	10	2	2	0	0	0			(一社)公共建築協会 公共建築工事標準仕様書 (平成28年版) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (平成24年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (平成24年7月) 国土交通省 公共用緑化樹木品質寸法規格基準 (案) (第5次改訂版) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2014年版)	10	2	2	0	0	0			(一社)公共建築協会 公共建築工事標準仕様書 (令和4年版) 日本下水道事業団 土木工事一般仕様書・土木工事必携 (令和5年度) 日本下水道事業団 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル (令和5年度) 国土交通省 公共用緑化樹木品質寸法規格基準 (案) (第5次改訂版) 日本下水道協会 下水道土木工事必携 (案) (2021年版)	更新【下水道課】



## 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

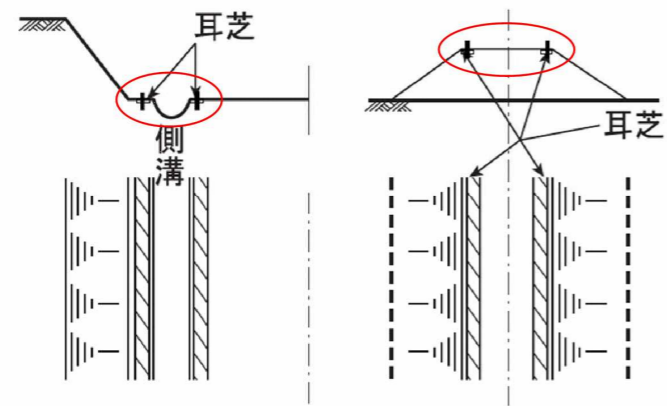
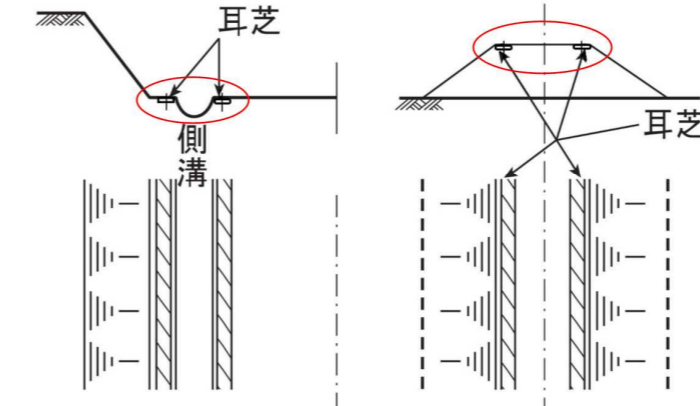
現行 (令和5年7月以降適用版)											改定案 (令和6年1月以降適用版)											改訂理由			
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節		条	項	項以下
	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編					
	3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工					3	1	0	0	0	1	第1章	一般施工					
	3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種					3	1	3	0	0	1	第3節	共通の工種					
	3	1	3	32	0	1	3-1-3-32	かごマット工					3	1	3	32	0	1	3-1-3-32	かごマット工					
	3	1	3	32	3	0	表3-1-10	要求性能の確認方法					3	1	3	32	3	0	表3-1-10	要求性能の確認方法					JISの改正 (共通仕様書に準拠)
114	項目		要求性能		確認方法			項目		要求性能		確認方法			項目		要求性能		確認方法						
					試験方法	試験条件	基準値					試験方法	試験条件	基準値					試験方法	試験条件	基準値				
			母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと				母材の健全性	母材が健全であること	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと										
	3	1	3	32	6	0	表3-1-12	線材の品質管理試験の内容					3	1	3	32	6	0	表3-1-12	線材の品質管理試験の内容					JISの改正 (共通仕様書に準拠)
116	項目 試験箇所		試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	項目 試験箇所		試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	項目 試験箇所		試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	項目 試験箇所		試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度	
			線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	5巻線 <sup>※1</sup> に1回			線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	5巻線 <sup>※1</sup> に1回			線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回							
	工場		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	工場		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回	工場		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	工場		引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	
			ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回			ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回			ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回							
			巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回			巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回			巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及びはく離を生じない	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回							
			メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	5巻線に1回			メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	5巻線に1回			メッキ成分	※2	原子吸光分析法、または ICP 発光分析法	5巻線に1回							
			メッキ付着量	※2	JIS H 401 準拠	5巻線に1回			メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回			メッキ付着量	※2	JIS G 3547 準拠	5巻線に1回							
			工場		線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm			JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	工場				線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回			工場		線径	3.2±0.09mm 4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547 準拠
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上			JIS G 3547 準拠	200巻線に1回	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回			引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200巻線に1回									
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと			JIS H 401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回			母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS G 3547 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回									

# 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)							改定案 (令和6年1月以降適用版)							改訂理由						
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編		章	節	条	項	項以下	
	3	1	6	0	0	0		3	1	6	0	0	1							
	3	1	6	3	0	0	第6節	3	1	6	7	0	1	第6節	3	1	6	7	0	1
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
134							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						
							編章節条項							編章節条項						



# 新潟県土木工事標準仕様書(その1)(図表) 新旧対照表

現行 (令和5年7月以降適用版)										改定案 (令和6年1月以降適用版)										改訂理由																																										
ページ	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	現行条文		編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文																																													
	3	1	14	0	0	1	第14節	法面工 (共通)		3	1	14	0	0	1	第14節	法面工 (共通)																																													
	3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工		3	1	14	2	0	1	3-1-14-2	植生工																																													
203	3	1	14	2	6	0	図3-1-5 耳芝			3	1	14	2	6	0	図3-1-5 耳芝			表記を見やすく修正 (共通仕様書に準拠)																																											
	4	0	0	0	0	0	第4編	河川編		4	0	0	0	0	0	第4編	河川編																																													
	4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸		4	1	0	0	0	0	第1章	築堤・護岸																																													
	4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工		4	1	7	0	0	0	第7節	法覆護岸工																																													
	4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材 料		4	1	7	2	0	0	4-1-7-2	材 料																																													
203										4	1	7	2	2	0	表4-1-5 河川護岸用吸出防止材料の品質規格			新規追加 (特記仕様書からの編入) 【河川整備課】																																											
										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単 位</th> <th>規格値</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>厚さ</td> <td>mm</td> <td>10 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開孔径</td> <td>mm</td> <td>0.2 以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>引張り強度 (縦・横方向)</td> <td>kN/m</td> <td>9.8 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>化学的安定性 (強度保持率)</td> <td>%</td> <td>70 以上 130 以下</td> <td>JIS K 7114 準拠 (PH5~9)</td> </tr> <tr> <td>耐候性 (強度保持率)</td> <td>%</td> <td>70 以上 130 以下</td> <td>JIS A 1415 準拠</td> </tr> <tr> <td>密度</td> <td>g/cm<sup>3</sup></td> <td>0.12 以上</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> <tr> <td>圧縮率</td> <td>%</td> <td>12 以下</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> <tr> <td>引張強さ</td> <td>kN/m</td> <td>9.8 以上</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> <tr> <td>伸び率</td> <td>%</td> <td>50 以上</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> <tr> <td>耐薬品性</td> <td>% (不溶解分)</td> <td>90 以上</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> <tr> <td>透水係数</td> <td>cm/s</td> <td>0.01 以上</td> <td>JIS L 3204</td> </tr> </tbody> </table>				試験項目	単 位	規格値	試験方法	厚さ	mm	10 以上		開孔径	mm	0.2 以下		引張り強度 (縦・横方向)	kN/m	9.8 以上		化学的安定性 (強度保持率)	%	70 以上 130 以下	JIS K 7114 準拠 (PH5~9)	耐候性 (強度保持率)	%	70 以上 130 以下	JIS A 1415 準拠	密度	g/cm <sup>3</sup>	0.12 以上	JIS L 3204	圧縮率	%	12 以下	JIS L 3204	引張強さ	kN/m	9.8 以上	JIS L 3204	伸び率	%	50 以上	JIS L 3204	耐薬品性	% (不溶解分)	90 以上	JIS L 3204	透水係数	cm/s	0.01 以上	JIS L 3204	
試験項目	単 位	規格値	試験方法																																																											
厚さ	mm	10 以上																																																												
開孔径	mm	0.2 以下																																																												
引張り強度 (縦・横方向)	kN/m	9.8 以上																																																												
化学的安定性 (強度保持率)	%	70 以上 130 以下	JIS K 7114 準拠 (PH5~9)																																																											
耐候性 (強度保持率)	%	70 以上 130 以下	JIS A 1415 準拠																																																											
密度	g/cm <sup>3</sup>	0.12 以上	JIS L 3204																																																											
圧縮率	%	12 以下	JIS L 3204																																																											
引張強さ	kN/m	9.8 以上	JIS L 3204																																																											
伸び率	%	50 以上	JIS L 3204																																																											
耐薬品性	% (不溶解分)	90 以上	JIS L 3204																																																											
透水係数	cm/s	0.01 以上	JIS L 3204																																																											